

奈良県告示第三百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、平群町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。

この処分は、平成二十二年一月二十七日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりである。

平成二十二年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

			他の字を編入する字	他の字を編入される字	編入される区域	
		大字久安寺	大字福貴畠	大字久安寺	大字久安寺六九、七〇、七一及び四五六の一の各一部	
		大字信貴畠 (一部)	大字福貴畠 (一部)	大字信貴畠 (一部)	大字信貴畠六九、七〇、七一及び四五六の一の各一部	
大字信貴畠 (一部)		大字信貴畠一八六一の一の一部、一八六二の一部、一八六三の一の一部、一八六四、一八六五の一の一部、一八六五の二の一部、一八六五の三の一部、一八六五の四の一部、一八六六の一の一部、一八六六の三の一部、一八六六の五の一部、一八七一、一八七三、一八七四の一の一部、一八七五の一部、一九〇六の一部、一九〇七の一の一部及び一九〇八の一の一部並びにこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の一部	大字信貴畠七四、七五、一〇六、一〇七の一、一二五の一及び一二六の各一部並びにこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の一部	大字信貴畠一八六三の一の一部	大字久安寺六九、七〇、七一及び四五六の一の各一部	部

		大字信貴畠
	(一部)	大字福貴畠
大字久安寺 (一部)	町有地の一部	大字福貴畠六九、七一の一、七四及び三〇〇二の各一部並びにこれらの区域に隣接介在する道路である 町有地の一部
一部	一部	大字久安寺一、二、三の一部、五の一部、六の一部、 七の一部、八の一部、九の一部、一二の一の一部、 三一、三三、三三、三四、三五の一部、三六の一の 一部、三六の二の一部、三七の一部、三八の一部、 四七の一の一部、四七の二の一部、四八の一の部、四 九の一の一部、五〇の一の一部及び五三の一の部並びにこれら の区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の 一部

別図1(変更前)

大字福貴畠

大字久安寺

大字信貴畠

久安寺

福貴畠

凡例

申請区域	——
現大字界	- - -

信貴畠

## 別図2(変更後)

大字福貴畠

大字久安寺

大字信貴畠

福貴畠

信貴畠

凡例	
申請区域	—
新大字界	- - -

久安寺

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

信  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

信  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

信  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

信  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

信  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

信  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠

福  
貴  
畠

久  
安  
寺

大  
字

福  
貴  
畠